

平成25年12月24日
消 防 庁

「消防団充実強化対策本部」の設置

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)の公布に伴い、消防団の充実強化を図るため、「消防団充実強化対策本部」を平成25年12月24日に設置しました。

1 設置目的

「消防団充実強化対策本部」(以下「対策本部」という。)は、消防団の充実強化に関する施策の検討・実施、地方公共団体における消防団の充実強化の取組の促進等を行う。

2 設置日時及び場所

日時：平成25年12月24日(火)
場所：消防庁国民保護・防災部防災課内

3 対策本部構成員

本部長 消防庁長官

本部長代理 消防庁次長

副本部長 消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、
消防大学校長、消防研究センター所長

本部員 総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、
消防技術政策室長、救急企画室長、消防団専門官、危険物保安室長、
特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、広域応援室長、
防災情報室長、応急対策室長



(連絡先) 消防庁国民保護・防災部防災課
担 当：原尻補佐、岡地補佐、伊藤係長、山下事務官
電 話：03-5253-7525 (直通)
ファクシミリ：03-5253-7535
電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp

消防団充実強化対策本部設置要綱

平成25年12月24日

総務省消防庁

第一条 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の公布に伴い、消防団の充実強化を図るため、消防団充実強化対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

第二条 対策本部は、消防団の充実強化に関する施策の検討及び実施並びに地方公共団体における消防団の充実強化の取組の促進等を行うものとする。

第三条 対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長 消防庁長官

本部長代理 消防庁次長

副本部長 消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、消防大学校長、消防研究センター所長

本部員 総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、消防技術政策室長、救急企画室長、消防団専門官、危険物保安室長、特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、広域応援室長、防災情報室長、応急対策室長

第四条 対策本部の会合は、本部長が招集する。

2 本部長代理は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行する。

第五条 対策本部に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、次のとおりとする。

代表幹事 防災課長

副代表幹事 消防団専門官

幹事 本部員を構成する各課室の理事官又は課長補佐相当職にある者及び代表幹事が指名する者

第六条 対策本部に事務局を置く。

2 事務局員は、防災課長以下同課員をもって充てる。

第七条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月24日から施行する。